

那覇市公報

第 1 6 1 7 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例施行規則の一部を改正する規則
（区画整理課）…………… 4

◇告 示◇

- 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（資産税課）… 13
- 平成 25 年度那覇市一般会計補正予算（第 4 号）（財政課）…………… 13
- 平成 25 年度那覇市一般会計補正予算（第 5 号）（財政課）…………… 27
- 平成 25 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
（国民健康保険課）…………… 30
- 平成 25 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（国民健康保険課）
…………… 33
- 平成 25 年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算（第 1 号）（財政課）… 34
- 平成 25 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 2 号）（上下水道局企画経営課） 35
- 平成 25 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 2 号）（上下水道局企画経営課）
…………… 37
- 那覇広域都市計画の変更について（都市計画課）…………… 38
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について
（保護管理課）…………… 39
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について
（保護管理課）…………… 40
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について （保護管理課）	41
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術 者の指定について（保護管理課）	42
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残 留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する 施術者の変更について（保護管理課）	43
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担 当する施術者の指定について（保護管理課）	44
○平成 26 年度一般廃棄物処理実施計画について（廃棄物対策課）	44
○平成 26 年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について （廃棄物対策課）	54

◇公 告◇

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画に係る周知について（道路建設課）	55
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について（道路建設課）	56
○住民票の職権消除の公示について（市民課）	56
○制限付一般競争入札について（クリーン推進課）	57
○制限付一般競争入札について（クリーン推進課）	58
○制限付一般競争入札について（クリーン推進課）	59
○制限付一般競争入札の実施について（クリーン推進課）	60
○随意契約の公表について（クリーン推進課）	61
○随意契約の公表について（クリーン推進課）	62
○那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の事業計画変更につ いて（区画整理課）	63
○那覇広域都市計画事業壺川土地区画整理事業の事業計画変更について （区画整理課）	64

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について……………	65
----------------------------------	----

◇教育委員会規則◇

○那覇市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則……………	66
○那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………	67
○那覇市社会教育委員会議規則……………	71
○那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則……………	73

◇教育委員会訓令◇

○非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程の一部を改正する訓令……………	75
--	----

◇教育委員会教育長訓令◇

○那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令……………	77
-----------------------------------	----

◇福祉事務所長訓令◇

○那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令……………	79
--------------------------------	----

◇正 誤◇

○那覇市公報第 1614 号の正誤……………	82
------------------------	----

規 則

那覇市規則第 6 号

平成26年 3 月 7 日

公 布 済

那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例施行規則の一部を改正する規則

那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例施行規則（昭和48年那覇市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（徴収職員の証票） 第22条 〔略〕 2 清算金の徴収に関して財産差押えを行う場合においては、その命令を受けた徴収職員であることを証する<u>土地区画整理清算金滞納者財産差押証</u>（第7号様式）を携帯しなければならない。 （清算金の分納） 第24条 納付すべき清算金の総額が1人につき1万円以上の場合においては<u>納付義務者の申請に基づき、分納の毎回の納付金額及びその納付期限を指定し、年6パーセントの利子を附して分納を承認</u>することができる。 第32条～第34条 〔略〕 （分割交付の通知及び請求） 第35条 〔略〕 2 前項の通知を受けた者は<u>毎回</u>の交付金額について<u>第34条</u>の規定の例により請求しなければならない。 第36条 〔略〕 （仮清算金の取扱い） 第37条 法第102条の規定により仮清算金を徴収し、又は交付する場合においては、	（徴収職員の証票） 第22条 〔略〕 2 清算金の徴収に関して財産差押えを行う場合においては、その命令を受けた徴収職員であることを証する<u>土地区画整理清算金徴収員・滞納者財産差押員証</u>（第7号様式）を携帯しなければならない。 （清算金の分納） 第24条 納付すべき清算金の総額が1人につき1万円以上の場合においては、<u>納付義務者の申請に基づき、分納の毎回の納付金額及びその納付期限を指定し、<u>条例第24条第4項第2号の規定により算定した利子を付して分納を承認</u></u>することができる。 （督促状） <u>第32条 条例第25条第1項の規定による督促を行う場合は、督促状（第13号様式）によるものとする。</u> （延滞金の減免） <u>第33条 条例第25条の2第2項の申請書は、土地区画整理延滞金減免申請書（第13号様式の2）によるものとする。</u> 第34条～第36条 〔略〕 （分割交付の通知及び請求） 第37条 〔略〕 2 前項の通知を受けた者は、<u>毎回</u>の交付金額について<u>第35条</u>の規定の例により請求しなければならない。 第38条 〔略〕 （仮清算金の取扱い） 第39条 法第102条の規定により仮清算金を徴収し、又は交付する場合においては、

第16条から第19条まで、第21条、<u>第23条から第38条まで、及び第41条の規定を準用する。</u> 2～3 〔略〕 <u>第38条</u> 〔略〕 （備付簿冊等） <u>第39条</u> 清算金の徴収及び交付を整理するため次の簿冊を備えなければならない。 〔略〕 清算金各筆充当簿（第20号様式） 〔略〕 <u>第40条</u> 〔略〕 <u>第1号様式</u> 〔略〕 <u>那覇広域都市計画事業 地区土地区画整理事業</u> 〔略〕 注意事項 1 清算金の納入について （1）～（3） 〔略〕 <u>（4） 分納の第2回以後の納入金額は、毎回均等に分割した清算金に利子を加えた額とします。利子は年6パーセントで第1回の納期限の翌日から付し、その納期限は6か月ごとです。</u> （5）～（7） 〔略〕 2 清算金の交付について <u>（1） 清算金の交付額が1万円以上のときは、別表第2により分割交付します。</u> <u>（2） 分割交付するとき、第2回以後の交付金額は、毎回均等に分割し</u>	第16条から第19条まで、第21条、<u>第23条から前条まで及び第41条の規定を準用する。</u> 2～3 〔略〕 <u>第40条</u> 〔略〕 （備付簿冊等） <u>第41条</u> 〔略〕 〔略〕 徴収・交付清算金各筆充当簿（第20号様式） 〔略〕 <u>第42条</u> 〔略〕 <u>第1号様式（第16条関係）</u> 第 _____ 号 〔略〕 <u>那覇広域都市計画事業 土地区画整理事業</u> 〔略〕 注意事項 1 〔略〕 （1）～（3） 〔略〕 <u>（4） 分納の第2回以後の納付金額は毎回均等に分割した清算金に利子を加えた額とし、分納の納付期限は6月ごとです。この場合における利子は、那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例第24条第4項第2号の規定による利率で第1回の納付期限の翌日から付するものとします。</u> （5）～（7） 〔略〕 2 〔略〕
--	---

た清算金に利子を加えた額とします。利子は年6パーセントで第1回の交付期限の翌日から付し、その交付期限は1年ごとです。

(3)～(4) [略]

3～4 [略]

[略]

別表第2(交付清算金の分割方法)

<u>交付すべき清算金の総額</u>	<u>分割交付する期限</u>	<u>分割の回数</u>
<u>1万円以上 9万円未満</u>	<u>1年以内</u>	<u>2</u>
<u>9万円以上 15万円未満</u>	<u>2年以内</u>	<u>3</u>
<u>15万円以上 21万円未満</u>	<u>3年以内</u>	<u>4</u>
<u>21万円以上 30万円未満</u>	<u>4年以内</u>	<u>5</u>
<u>30万円以上</u>	<u>5年以内</u>	<u>6</u>

別表第3(徴収清算金の分割方法)

[略]

第2号様式

[略]

代表者 那覇市長 様

[略]

第3号様式

権利移動による土地区画整理清算金通知書

[略]

那覇広域都市計画事業 地区土地区画整理事業

[略]

第3号様式の2

[略]

代表者 那覇市長 様

(1)～(2) [略]

3～4 [略]

[略]

別表第2(徴収清算金の分割方法)

[略]

第2号様式(第18条関係)

[略]

代表者 那覇市長 宛

[略]

第3号様式(第18条関係)

土地に関する権利移動による土地区画整理清算金通知書

第 _____ 号

[略]

那覇広域都市計画事業 土地区画整理事業

[略]

第3号様式の2(第20条関係)

[略]

代表者 那覇市長 宛

[略] <u>第3号様式の3</u> [略] 代表者 <u>那覇市長</u> 様 [略] <u>第3号様式の4</u> [略] 代表者 <u>那覇市長</u> 様 [略] <u>第3号様式の5</u> [略] 代表者 <u>那覇市長</u> 様 [略] <u>第4号様式</u> [略] <u>第5号様式</u> [略] <u>那覇広域都市計画事業 地区土地区画整理事業</u> [略] <u>第6号様式</u> [略] <u>那覇広域都市計画事業 地区土地区画整理事業</u> [略] この金額は、<u>地区土地区画整理事業</u>の清算金として 町・丁目 番地の土地について 町・丁目 番地 に交付すべきであるが、この土地は、あなたの先取特権、質権又は抵当権の目的となっていますので、土地区画整理法第112条第1項の規定により 年 月 日那覇地方法務局に供託しましたから通	[略] <u>第3号様式の3(第20条関係)</u> [略] 代表者 <u>那覇市長</u> 宛 [略] <u>第3号様式の4(第20条関係)</u> [略] 代表者 <u>那覇市長</u> 宛 [略] <u>第3号様式の5(第21条関係)</u> [略] 代表者 <u>那覇市長</u> 宛 [略] <u>第4号様式(第21条関係)</u> [略] <u>第5号様式(第21条関係)</u> 第 号 [略] <u>那覇広域都市計画事業 土地区画整理事業</u> [略] <u>第6号様式(第21条関係)</u> 第 号 [略] <u>那覇広域都市計画事業 土地区画整理事業</u> [略] この金額は、<u>土地区画整理事業</u>の清算金として 町・丁目 番地の土地について 町・丁目 番地 に交付すべきであるが、この土地は、あなたの先取特権、質権又は抵当権の目的となっていますので、土地区画整理法第112条第1項の規定により 年 月 日那覇地方法務局に供託しましたから通知しま
---	--

知します。

第7号様式

表

[略]

那覇市建設部区画整理課

[略]

[略]

第9号様式

[略]

那覇広域都市計画事業 地区土地地区画整理事業

[略]

代表者 那覇市長 様

[略]

第10号様式

[略]

那覇広域都市計画事業 地区土地地区画整理事業

[略]

第12号様式

[略]

那覇広域都市計画事業 地区土地地区画整理事業

[略]

[第13号様式 別記]

第13号様式の2

[略]

那覇広域都市計画事業 地区土地地区画整理事業

[略]

代表者 那覇市長 様

[略]

す。

第7号様式(第22条関係)

表

[略]

那覇市

[略]

[略]

第9号様式(第27条関係)

[略]

那覇広域都市計画事業 土地地区画整理事業

[略]

代表者 那覇市長 宛

[略]

第10号様式(第28条関係)

第 _____ 号

[略]

那覇広域都市計画事業 土地地区画整理事業

[略]

第12号様式(第31条関係)

第 _____ 号

[略]

那覇広域都市計画事業 土地地区画整理事業

[略]

[第13号様式 別記]

第13号様式の2(第33条関係)

[略]

那覇広域都市計画事業 土地地区画整理事業

[略]

代表者 那覇市長 宛

[略]

<u>第14号様式</u> [略] <u>那覇広域都市計画事業 地区土地地区画整理事業</u> [略] 年 月 日付けで通知した<u>那覇広域都市計画事業 地区土地地区画整理事業</u>施行区域内の貴殿の所有地・借地の清算金は利子を付して分割交付することになったから通知します。 [略]	<u>第14号様式(第37条関係)</u> 第 号 [略] <u>那覇広域都市計画事業 土地地区画整理事業</u> [略] 年 月 日付けで通知した<u>那覇広域都市計画事業 土地地区画整理事業</u>施行区域内の貴殿の所有地・借地の清算金は利子を付して分割交付することになったから通知します。 [略]
<u>第15号様式</u> [略] <u>那覇広域都市計画事業 地区土地地区画整理事業</u> [略] 年 月 日付けで換地清算金分割交付の通知をしていたが、次のとおり繰上交付しますから、<u>那覇広域都市計画事業土地地区画整理事業施行条例施行規則第36条第1項</u>の規定により通知します。 [略]	<u>第15号様式(第38条関係)</u> 第 号 [略] <u>那覇広域都市計画事業 土地地区画整理事業</u> [略] 年 月 日付けで換地清算金分割交付の通知をしていたが、次のとおり繰上交付しますから、<u>那覇広域都市計画事業土地地区画整理事業施行条例施行規則第38条第1項</u>の規定により通知します。 [略]
<u>第17号様式</u> [略]	<u>第17号様式(第41条関係)</u> [略]
<u>第18号様式</u> [略]	<u>第18号様式(第41条関係)</u> [略]
<u>第19号様式</u> <u>清算金等交付簿</u> [略]	<u>第19号様式(第41条関係)</u> <u>清算金交付簿</u> [略]
<u>第20号様式</u> [略]	<u>第20号様式(第41条関係)</u> [略]
<u>第21号様式</u> [略]	<u>第21号様式(第41条関係)</u> [略]
<u>第22号様式</u> [略]	<u>第22号様式(第41条関係)</u> [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 |
|--|

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

〔改正前 別記〕

第13号様式

督 促 状
[略]
指定期限 年 月 日限り 上記金額を琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、<u>沖縄信用金庫、沖縄県信用農業協同組合若しくは沖縄県労働金庫の各本店、支店若しくは出張所、第一勧業銀行那覇支店又は商工組合中央金庫那覇支店の各金融機関へ納めてください。</u> その際納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年10.75パーセントの割合で計算した延滞金額を加算して納付してください。 指定期限までに上記の徴収金を完納しないときは<u>財産差押え</u>を受けることになります。 <u>年 月 日</u> <u>那覇市長</u> <u>印</u>
[略]

[改正後 別記]

第13号様式(第32条関係)

第 _____ 号 年 月 日 様 那覇広域都市計画事業 土地地区画整理事業 施行者 那 覇 市 代表者 那覇市長	督 促 状
[略] 指定期限 年 月 日限り 上記金額を琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県農業協同組合、沖縄県労働金庫、商工組合中央金庫又はみずほ銀行の各本店、支店又は出張所へ納付してください。 その際納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年10.75パーセントの割合で計算した延滞金額を加算して納付してください。 指定期限までに上記の徴収金を完納しないときは、<u>財産差押え</u>を受けることになります。	
[略]	

告 示

那覇市告示第 352 号

平成 26 年 3 月 10 日

掲 示 済

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条の規定により、平成 26 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり納税者の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 縦覧期間 平成 26 年 4 月 1 日（火）から
平成 26 年 4 月 30 日（水）まで
（土曜・日曜日及び休日を除く）
- 2 縦覧時間 午前 9 時から午後 5 時まで
（昼食時間を除く）
- 3 縦覧場所 企画財務部 資産税課（本庁 3 階）

那覇市告示第 6 号

平成 26 年 4 月 1 日

平成26年(2014年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成25年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 25 年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)

平成 25 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,611,740 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 130,452,206 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		40,670,763	1,866,211	42,536,974
	1 市民税	16,358,175	1,234,178	17,592,353
	2 固定資産税	19,878,236	402,159	20,280,395
	3 軽自動車税	513,007	2,341	515,348
	4 市たばこ税	3,084,085	173,089	3,257,174
	5 特別土地保有税	3	△3	0
	7 事業所税	823,472	54,447	877,919
2 地方譲与税		661,194	△15,880	645,314
	1 自動車重量譲与税	338,446	△6,907	331,539
	5 地方揮発油譲与税	145,946	△8,973	136,973
3 利子割交付金		200,247	△110,194	90,053
	1 利子割交付金	200,247	△110,194	90,053

4 配当割交付金		33,740	1,981	35,721
	1 配当割交付金	33,740	1,981	35,721
5 株式等譲渡所得割交付金		11,299	59,608	70,907
	1 株式等譲渡所得割交付金	11,299	59,608	70,907
6 地方消費税交付金		2,863,831	△53,183	2,810,648
	1 地方消費税交付金	2,863,831	△53,183	2,810,648
7 自動車取得税交付金		89,630	24,627	114,257
	1 自動車取得税交付金	89,630	24,627	114,257
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		293,801	886	294,687
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	293,801	886	294,687
12 分担金及び負担金		1,858,127	△30,311	1,827,816
	2 負担金	1,858,126	△30,311	1,827,815
13 使用料及び手数料		2,868,390	11,142	2,879,532
	1 使用料	2,250,893	6,692	2,257,585
	2 手数料	617,497	4,450	621,947
14 国庫支出金		32,004,659	△301,653	31,703,006
	1 国庫負担金	26,448,810	222,132	26,670,942
	2 国庫補助金	5,452,431	△523,195	4,929,236
	3 委託金	103,418	△590	102,828
15 県支出金		15,660,244	△213,316	15,446,928
	1 県負担金	4,334,584	△4,247	4,330,337
	2 県補助金	10,831,996	△190,731	10,641,265
	3 委託金	493,664	△18,338	475,326
16 財産収入		994,847	△167,970	826,877
	1 財産運用収入	360,627	28,970	389,597
	2 財産売却収入	634,220	△196,940	437,280
17 寄附金		1	2,226	2,227
	1 寄附金	1	2,226	2,227
18 繰入金		2,935,569	△2,558,176	377,393

	1 特別会計繰入金	108,668	1,348	110,016
	2 基金繰入金	2,826,901	△2,559,524	267,377
19 繰越金		1,976,227	728,433	2,704,660
	1 繰越金	1,976,227	728,433	2,704,660
20 諸収入		2,528,837	△17,371	2,511,466
	1 延滞金加算金及び過料	122,627	16,051	138,678
	3 貸付金元利収入	389,269	△29,883	359,386
	5 雑入	1,942,459	△3,539	1,938,920
21 市債		12,208,357	△838,800	11,369,557
	1 市債	12,208,357	△838,800	11,369,557
歳 入 合 計		132,063,946	△1,611,740	130,452,206

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		830,495	△38,838	791,657
	1 議会費	830,495	△38,838	791,657
2 総務費		12,349,959	△226,834	12,123,125
	1 総務管理費	9,922,607	△118,347	9,804,260
	2 徴税費	1,068,699	△16,354	1,052,345
	3 戸籍住民基本 台帳費	949,404	△20,284	929,120
	4 選挙費	266,386	△71,849	194,537
3 民生費		59,954,921	1,452,993	61,407,914
	1 社会福祉費	19,615,916	910,845	20,526,761
	2 児童福祉費	19,373,324	△235,220	19,138,104
	3 生活保護費	20,965,680	777,368	21,743,048
4 衛生費		9,231,963	△432,315	8,799,648
	1 保健衛生費	5,220,905	△359,337	4,861,568
	2 清掃費	4,011,058	△72,978	3,938,080
5 労働費		604,987	△19,134	585,853
	1 労働諸費	604,987	△19,134	585,853
6 農林水産		183,201	△1,237	181,964

業費	1 農業費	115,026	△1,237	113,789
7 商工費		1,859,102	△57,740	1,801,362
	1 商工費	1,859,102	△57,740	1,801,362
8 土木費		18,008,716	△1,441,624	16,567,092
	1 土木管理費	414,713	△38,028	376,685
	2 道路橋りょう費	1,683,439	△103,091	1,580,348
	3 港湾費	1,191,438	△11,672	1,179,766
	4 都市計画費	8,701,273	△568,206	8,133,067
	5 住宅費	6,017,853	△720,627	5,297,226
9 消防費		2,946,648	△265,560	2,681,088
	1 消防費	2,946,648	△265,560	2,681,088
10 教育費		11,906,970	△519,047	11,387,923
	1 教育総務費	1,594,684	△27,254	1,567,430
	2 小学校費	3,748,102	△217,189	3,530,913
	3 中学校費	1,614,332	△123,157	1,491,175
	4 幼稚園費	1,953,745	△122,417	1,831,328
	5 社会教育費	1,293,561	△8,520	1,285,041
	6 保健体育費	1,702,546	△20,510	1,682,036
12 公債費		14,076,979	△62,404	14,014,575
	1 公債費	14,076,979	△62,404	14,014,575
歳 出 合 計		132,063,946	△1,611,740	130,452,206

第 2 表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費			568,676
	1 総務管理費		568,676
		まちづくり拠点施設(仮称)施設整備事業	544,916
		新文化芸術発信拠点施設整備事業	23,760
3 民生費			495,848
	1 社会福祉費		6,115

		地域福祉計画策定事業	2,993
		「なは障がい者プラン」の策定事業	3,122
	2 児童福祉費		489,733
		法人保育所新規等建設補助金	476,928
		与儀児童クラブ舎建築事業	12,805
4 衛生費			147,453
	1 保健衛生費		71,080
		水道事業会計負担金(沖縄振興特別推進交付金事業)	71,080
	2 清掃費		38,688
		エコマール那覇プラザ棟空調設備改修工事	21,510
		し尿等下水道放流施設維持管理事業	17,178
	3 環境衛生費		37,685
		公営墓地施設整備事業	37,685
7 商工費			70,320
	1 商工費		70,320
		銘苅庁舎インキュベート施設整備運営事業	20,000
		公設市場管理運営事業	16,069
		公設市場環境整備事業	34,251
8 土木費			8,396,188
	2 道路橋りょう費		749,726
		道路維持事業	31,873
		道路新設改良事業(防衛交付金)	17,367
		道路新設改良事業(社会資本交付金)	230,060
		交流オアシス整備事業	82,500
		バス停上屋整備事業	90,900
		歴史散歩道整備事業	205,000
		首里金城町無電柱化推進事業	3,500
		交通安全施設整備事業(特交金)	41,246

		橋りょう長寿命化修繕事業	47,280
	3 港湾費		425,250
		那覇港管理組合補助金(沖縄振興特別推進交付金)	425,250
	4 都市計画費		3,935,654
		街路整備事業(公共投資交付金)	2,272,200
		街路整備事業(単独)	175
		亜熱帯庭園都市の道路美化事業	80,107
		公園文化財発掘調査	52,606
		公園整備事業(防衛交付金)	16,500
		公園整備事業(沖縄振興公共投資交付金)	994,914
		公園整備事業(単独)	2,900
		市花木等普及推進事業(公共空間への植樹)	9,000
		緑の診断・生育事業(公共空間)	3,478
		桜の名所づくり事業	7,000
		公園整備事業(社会資本整備総合交付金)	46,720
		那覇・福州友好都市交流シンボルづくり事業(H25)	139,714
		都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業	35,170
		亜熱帯庭園都市の公園美化事業	186,343
		亜熱帯庭園都市の公園施設強化事業	17,913
		下水道事業会計負担金(沖縄振興特別推進交付金事業)	32,800
		総合公共交通の推進事業	15,924
		景観形成推進事業	2,552
		沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	19,638
	5 住宅費		3,285,558
		市営住宅耐震化事業	32,426
		市営住宅ストック総合改善事業	26,000
		住生活基本計画の変更計画策定事業	4,410

		市営住宅ストック総合改善事業(防災安全)	40,569
		久場川市営住宅建替事業	150,693
		石嶺市営住宅建替事業	785,687
		宇栄原市営住宅建替事業	1,097,959
		大名市営住宅建替事業	1,132,174
		市営住宅建替移転事業	15,640
9 消防費			49,047
	1 消防費		49,047
		津波避難ビル建設事業	49,047
10 教育費			493,388
	1 教育総務費		20,803
		学校パソコン保守管理事業	20,803
	2 小学校費		242,508
		小学校施設環境整備事業(冷房設置)	18,400
		小学校防災避難施設整備事業(校舎屋上)	28,996
		小学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化)	102,140
		老朽化校舎解体工事事業(神原小学校)	47,412
		老朽化校舎解体工事事業(高良小学校)	27,878
		泊小学校屋内運動場建設事業	17,682
	3 中学校費		86,930
		中学校施設環境整備事業(冷房設置)	3,807
		中学校防災避難施設整備事業(校舎屋上)	14,541
		中学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化)	32,564
		寄宮中学校校舎建設事業	36,018
	4 幼稚園費		53,365
		幼稚園施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化)	53,365
	5 社会教育費		78,387

		崎山樋川修復工事	13,818
		県道153号線外1線街路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査	64,569
	6 保健体育費		11,395
		大名小学校給食調理場改築事業	11,395
合 計			10,220,920

2 変 更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費			52,400		90,341
	2 道路橋りょう費		52,400		90,341
		道路新設改良事業(公共投資交付金)	52,400	道路新設改良事業(公共投資交付金)	90,341

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
給与関係事務委託事業（平成24年度設定）（人事課）	平成25年度から平成30年度まで	3,419
滞納管理システム賃借料（平成21年度設定）（情報政策課）	平成25年度から平成27年度まで	224
中核市保健所衛生総合システム導入（平成24年度設定）（情報政策課）	平成25年度から平成29年度まで	903
中核市身体障害者手帳交付事務システム導入（平成24年度設定）（情報政策課）	平成25年度から平成29年度まで	242
中核市介護保険指定事業者等管理システム導入（平成24年度設定）（情報政策課）	平成25年度から平成29年度まで	47
中核市母子貸付償還システム導入（平成24年度設定）（情報政策課）	平成25年度から平成29年度まで	332
納税催告センター運営業務（平成23年度設定）（納税課）	平成25年度から平成26年度まで	86
市民課窓口業務外部委託（平成24年度設定）（市民課）	平成25年度から平成27年度まで	4,358
パレット市民劇場及び市民ギャラリー管理委託事業（平成24年度設定）（文化振興課）	平成25年度から平成27年度まで	6,500

NPO活動支援センター管理運営委託料 （平成22年度設定）（まちづくり協働推進課）	平成25年度から 平成27年度まで	842
新都心銘苅庁舎清掃業務委託（まちづくり協働推進課）	平成25年度から 平成26年度まで	2,900
新都心銘苅庁舎警備業務委託（まちづくり協働推進課）	平成25年度から 平成26年度まで	9,900
新都心銘苅庁舎施設管理業務委託（まちづくり協働推進課）	平成25年度から 平成26年度まで	5,060
新都心銘苅庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託（まちづくり協働推進課）	平成25年度から 平成26年度まで	556
新都心銘苅庁舎昇降機保安管理業務委託（まちづくり協働推進課）	平成25年度から 平成26年度まで	1,221
新都心銘苅庁舎消防設備点検業務委託（まちづくり協働推進課）	平成25年度から 平成26年度まで	1,293
新都心銘苅庁舎環境衛生管理業務委託（まちづくり協働推進課）	平成25年度から 平成26年度まで	1,388
新都心銘苅庁舎機械設備点検業務委託（まちづくり協働推進課）	平成25年度から 平成26年度まで	1,263
マチグラー総合案内所委託事業（なはまちなか振興課）	平成25年度から 平成26年度まで	7,011
公設市場自家用電気工作物保安管理業務委託（なはまちなか振興課）	平成25年度から 平成26年度まで	1,274
公設市場冷房設備保守管理業務委託（なはまちなか振興課）	平成25年度から 平成26年度まで	2,556
公設市場消防設備等点検業務委託（なはまちなか振興課）	平成25年度から 平成26年度まで	1,250
公設市場環境衛生管理業務委託（なはまちなか振興課）	平成25年度から 平成26年度まで	2,014
第一牧志公設市場エスカレーター及びエレベーター保守管理業務委託（なはまちなか振興課）	平成25年度から 平成26年度まで	648
那覇市中心商店街にぎわい広場清掃業務委託（なはまちなか振興課）	平成25年度から 平成26年度まで	739
那覇市中心商店街にぎわい広場警備業務委託（なはまちなか振興課）	平成25年度から 平成26年度まで	7,058
路上喫煙禁止地区設置灰皿及び広場清掃業務委託（なはまちなか振興課）	平成25年度から 平成26年度まで	713
草木の再生処理業務委託（クリーン推進課）	平成25年度から 平成28年度まで	93,240
びんの選別処理業務委託（クリーン推進課）	平成25年度から 平成26年度まで	18,630
エコマール那覇昇降機保守点検業務委託（クリーン推進課）	平成25年度から 平成26年度まで	486

重機類保守点検業務委託（クリーン推進課）	平成25年度から 平成26年度まで	1,289
消防設備保守点検業務委託（クリーン推進課）	平成25年度から 平成26年度まで	830
エコマール那覇浄化槽保守点検業務委託（クリーン推進課）	平成25年度から 平成26年度まで	442
ガラスびんに係る分別基準適合物の再商品化業務委託（クリーン推進課）	平成25年度から 平成26年度まで	2,066
エコマール那覇施設等警備業務委託（クリーン推進課）	平成25年度から 平成26年度まで	2,252
クリーン推進課敷地内除草等環境美化業務委託（クリーン推進課）	平成25年度から 平成26年度まで	2,434
油脂燃料（ガソリン）の契約（クリーン推進課）	平成25年度から 平成26年度まで	3,242
油脂燃料（軽油）の契約（クリーン推進課）	平成25年度から 平成26年度まで	2,214
無線機保守管理業務委託（クリーン推進課）	平成25年度から 平成26年度まで	728
電力設備保守点検業務委託（クリーン推進課）	平成25年度から 平成26年度まで	1,011
ごみ搬入専用道路清掃及び除草業務委託（クリーン推進課）	平成25年度から 平成26年度まで	1,512
死犬猫等処理業務委託（クリーン推進課）	平成25年度から 平成26年度まで	5,530
大気汚染測定機器保守点検業務委託（環境保全課）	平成25年度から 平成26年度まで	3,723
識名霊園管理事務所委託（環境保全課）	平成25年度から 平成26年度まで	5,285
識名霊園一般廃棄物収集運搬業務委託（環境保全課）	平成25年度から 平成26年度まで	219
エコマール那覇プラザ棟内啓発推進事業（廃棄物対策課）	平成25年度から 平成26年度まで	8,562
那覇市総合福祉センター管理運営委託料（平成22年度設定）（福祉政策課）	平成25年度から 平成27年度まで	1,320
安謝老人憩の家管理運営委託料（平成23年度設定）（ちゃーがんじゅう課）	平成25年度から 平成28年度まで	358
金城老人憩の家管理運営委託料（平成22年度設定）（ちゃーがんじゅう課）	平成25年度から 平成27年度まで	130
那覇市精神障害者地域生活支援センター事業（平成22年度設定）（障がい福祉課）	平成25年度から 平成27年度まで	246
金城児童館管理運営委託料（平成22年度設定）（こども政策課）	平成25年度から 平成27年度まで	24
那覇市古波蔵児童館管理運営委託料（平成23年度設定）（こども政策課）	平成25年度から 平成27年度まで	168

那覇市若狭児童館管理運営委託料（平成23年度設定）（こども政策課）	平成25年度から平成28年度まで	216
那覇市安謝児童館管理運営委託料（平成23年度設定）（こども政策課）	平成25年度から平成28年度まで	324
大名児童館管理運営委託料（平成24年度設定）（こども政策課）	平成25年度から平成29年度まで	425
国場児童館管理運営委託料（平成24年度設定）（こども政策課）	平成25年度から平成29年度まで	365
泉崎7号自動二輪車駐車場管理運営業務（都市計画課）	平成25年度から平成26年度まで	1,890
土木積算システム導入事業（平成22年度設定）（道路建設課）	平成25年度から平成27年度まで	75
那覇市緑化センター管理運営委託料（平成24年度設定）（花とみどり課）	平成25年度から平成27年度まで	389
土木積算システム導入事業（平成22年度設定）（花とみどり課）	平成25年度から平成27年度まで	51
土木積算システム導入事業（平成22年度設定）（建築工事課）	平成25年度から平成27年度まで	41
那覇市波の上ビーチ広場管理運営委託料（平成23年度設定）（公園管理課）	平成25年度から平成26年度まで	163
那覇市体育施設管理運営委託料（市民体育館空調機等保守点検業務委託料）（市民スポーツ課）	平成25年度から平成27年度まで	2,510
学校給食調理業務委託事業（安謝学校給食センター）（平成23年度設定）（学校給食課）	平成25年度から平成28年度まで	1,478
学校給食調理業務委託事業（天久学校給食センター）（平成23年度設定）（学校給食課）	平成25年度から平成28年度まで	1,733
学校給食搬送業務委託事業（銘苅）（平成23年度設定）（学校給食センター）	平成25年度から平成28年度まで	422
学校給食搬送業務委託事業（安謝・天久）（平成23年度設定）（学校給食センター）	平成25年度から平成28年度まで	843
学校給食搬送業務委託事業（真和志・古蔵）（平成23年度設定）（学校給食センター）	平成25年度から平成28年度まで	2,085
首里学校給食センター搬送業務委託料（平成24年度設定）（学校給食センター）	平成25年度から平成29年度まで	2,240

2 変 更

（単位：千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額

住基ネット機器更改事業 (情報政策課)	平成 2 5 年度 から 平成 3 0 年度 まで	36, 107	平成 2 5 年度 から 平成 3 0 年度 まで	37, 139
起業支援型地域雇用創造事業 (健康産業支援事業) (商工農水課)	平成 2 6 年度	9, 437	平成 2 6 年度	9, 547
那覇市公衆便所 (8 箇所) の清掃及び保守管理業務委託 (クリーン推進課)	平成 2 6 年度 から 平成 2 7 年度 まで	7, 535	平成 2 6 年度 から 平成 2 7 年度 まで	7, 560
汚水処理場・多目的広場維持管理業務委託 (クリーン推進課)	平成 2 6 年度 から 平成 2 7 年度 まで	56, 222	平成 2 6 年度 から 平成 2 7 年度 まで	56, 685
し尿等下水道放流施設維持管理業務委託 (クリーン推進課)	平成 2 6 年度 から 平成 2 7 年度 まで	23, 184	平成 2 6 年度 から 平成 2 7 年度 まで	23, 452
辻老人憩の家管理運営委託料 (ちゃーがんじゅう課)	平成 2 5 年度 から 平成 3 0 年度 まで	53, 910	平成 2 5 年度 から 平成 3 0 年度 まで	54, 596
小禄老人福祉センター管理運営委託料 (ちゃーがんじゅう課)	平成 2 5 年度 から 平成 3 0 年度 まで	53, 440	平成 2 5 年度 から 平成 3 0 年度 まで	54, 268
識名老人福祉センター管理運営委託料 (ちゃーがんじゅう課)	平成 2 5 年度 から 平成 3 0 年度 まで	60, 510	平成 2 5 年度 から 平成 3 0 年度 まで	61, 540
末吉老人福祉センター管理運営委託料 (ちゃーがんじゅう課)	平成 2 5 年度 から 平成 3 0 年度 まで	57, 880	平成 2 5 年度 から 平成 3 0 年度 まで	58, 680
壺川老人福祉センター管理運営委託料 (ちゃーがんじゅう課)	平成 2 5 年度 から 平成 3 0 年度 まで	61, 520	平成 2 5 年度 から 平成 3 0 年度 まで	62, 424
識名児童館管理運営委託料 (こども政策課)	平成 2 5 年度 から 平成 3 0 年度 まで	47, 435	平成 2 5 年度 から 平成 3 0 年度 まで	47, 897
小禄児童館管理運営委託料 (こども政策課)	平成 2 5 年度 から 平成 3 0 年度 まで	47, 335	平成 2 5 年度 から 平成 3 0 年度 まで	47, 791
久場川児童館管理運営委託料 (こども政策課)	平成 2 5 年度 から 平成 3 0 年度 まで	47, 917	平成 2 5 年度 から 平成 3 0 年度 まで	48, 354
こども医療費助成制度の自動償還方式に関する事務取扱契約 (自己負担額支払明細書等の確認及び集計) (子育て応援課)	平成 2 6 年度 から 契約終了まで	こども医療費助成事業報告事件数明細書の毎月	平成 2 6 年度 から 契約終了まで	こども医療費助成事業報告事件数明細書の報告件

		の 報 告 件 数に1件当 たり 25.5 円を乗じ て得た金 額		数に1件 当 た り 41.24 円 を乗じて 得た金額
石嶺市営住宅第4－2 期建替事業（工事監理） （建設企画課）	平成25年度 から 平成27年度 まで	23,349	平成25年度 から 平成27年度 まで	24,016
石嶺市営住宅第4－2 期建替事業（工事請負 費）（建設企画課）	平成26年度 から 平成27年度 まで	1,278,584	平成26年度 から 平成27年度 まで	1,317,152
繁多川図書館業務委託 事業（生涯学習課）	平成25年度 から 平成28年度 まで	52,413	平成25年度 から 平成28年度 まで	53,910
城西小学校屋内運動場 建設事業（設計・監理） 業務委託（施設課）	平成25年度 から 平成27年度 まで	47,958	平成26年度	35,694
大名小学校給食調理場 改築事業（工事請負費） （学校給食課）	平成26年度	181,411	平成26年度	186,600

3 廃 止

（単位：千円）

事 項	期 間	限度額
銘苅庁舎 IT インキュベート施設指定管理 料（商工農水課）	平成26年度から 平成28年度まで	67,104
壺屋児童館管理運営委託料（こども政策課）	平成25年度から 平成30年度まで	53,097
神原中学校校舎建設事業（設計・監理）業 務委託（施設課）	平成25年度から 平成27年度まで	50,703

第4表 地方債補正

変 更

（単位：千円）

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法

1 まちづくり拠点施設整備事業	96,300	証書 借入 又は 証券 発行	年 5 % 以 内(た だし、 利率 見直 し方 式で 借 り 入 れ る 資 金 に つ い て、 利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、 当 該 見 直 し 後 の 利 率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	89,200	補正前に 同じ
3 公営墓地整備事業	11,800				9,800	
4 道路整備事業	175,200				173,900	
5 都市計画事業	555,400				521,100	
6 都市公園整備事業	792,500				689,100	
7 市営住宅建設事業	1,191,900				1,054,000	
10 教育施設整備事業	977,200				422,300	
13 消防施設整備事業	175,600				177,700	

那覇市告示第7号

平成26年4月1日

平成26年(2014年)2月那覇市議会定例会で議決された平成25年度那覇市一般会計補正予算(第5号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 25 年度那覇市一般会計補正予算(第 5 号)

平成 25 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 572,676 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 131,024,882 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		31,703,006	399,257	32,102,263
	2 国庫補助金	4,929,236	399,257	5,328,493
18 繰入金		377,393	47,819	425,212
	2 基金繰入金	267,377	47,819	315,196
21 市債		11,369,557	125,600	11,495,157
	1 市債	11,369,557	125,600	11,495,157
歳 入 合 計		130,452,206	572,676	131,024,882

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		61,407,914	2,515	61,410,429
	1 社会福祉費	20,526,761	2,515	20,529,276
8 土木費		16,567,092	570,161	17,137,253
	5 住宅費	5,297,226	570,161	5,867,387
12 公債費		14,014,575	0	14,014,575
	1 公債費	14,014,575	0	14,014,575
歳 出 合 計		130,452,206	572,676	131,024,882

第 2 表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費			2,515
	1 社会福祉費		2,515
		障害福祉サービス等給付費	2,515
8 土木費			13,588
	1 土木管理費		13,588
		地下壕対策事業	13,588
合 計			16,103

2 変 更

(単位:千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費			3,056,389		3,649,786
	5 住宅費		3,056,389		3,649,786
		市営住宅ストック総合改善事業(防災安全)	40,569	市営住宅ストック総合改善事業(防災安全)	125,014
		石嶺市営住宅建替事業	785,687	石嶺市営住宅建替事業	871,402
		宇栄原市営住宅建替事業	1,097,959	宇栄原市営住宅建替事業	1,231,293
		大名市営住宅建替事業	1,132,174	大名市営住宅建替事業	1,422,077

第3表 地方債補正
変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
7 市営住宅 建設事業	1,054,000	証書 借入 又は 証券 発行	年 5 % 以 内(た だし、 利率 見直 し方 式で 借 り 入 れ る 資 金 に つ い て、 利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、 当 該 見 直 し 後 の 利 率)	償 還 期 間 は、据置期間 を含め30年以 内とする。 償 還 方 法 は、元利均等、 元金均等等に よる。 た だ し、財 政の都合によ り、据置期間 中であっても 繰上償還し、 償還年限を変 更し、又は借 り換えること ができる。	1,179,600	補正前に 同じ		

那 覇 市 告 示 第 8 号

平成 26 年 4 月 1 日

平成 26 年（2014 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 25 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 25 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 25 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 621,974 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,887,655 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		千円 8,650	千円 1,050	千円 9,700
		8,650	1,050	9,700
3 国庫支出金		15,044,203	267,721	15,311,924
	1 国庫負担金	9,433,777	△2,769	9,431,008
	2 国庫補助金	5,610,426	270,490	5,880,916
4 療養給付費等交付金		2,199,482	△519,072	1,680,410
	1 療養給付費等交付金	2,199,482	△519,072	1,680,410
6 県支出金		2,780,476	21,896	2,802,372
	1 県補助金	2,303,540	31,385	2,334,925
	2 県負担金	476,936	△9,489	467,447
8 財産収入		千円 2	千円 32	千円 34
	1 財産運用収入	2	32	34
9 繰入金		3,830,472	897,958	4,728,430
	1 他会計繰入金	3,830,471	897,958	4,728,429
10 諸収入		7,803,826	△1,291,559	6,512,267
	1 延滞金加算金及び過料	3,366	16,382	19,748
	3 雑入	7,800,459	△1,307,941	6,492,518
歳 入 合 計		48,509,629	△621,974	47,887,655

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 676,007	千円 △10,403	千円 665,604
	1 総務管理費	489,313	△9,935	479,378
	3 運営協議会費	636	110	746
	4 収納率向上特別対策事業費	39,324	115	39,439
	5 医療費適正化特別対策事業費	34,185	△693	33,492
2 保険給付費		26,992,398	△492,075	26,500,323
	1 療養諸費	23,019,297	△444,256	22,575,041
	2 高額療養費	3,621,518	△62,947	3,558,571
	4 出産育児諸費	341,631	15,128	356,759
7 共同事業拠出金		7,291,536	△113,312	7,178,224
	1 共同事業拠出金	7,291,536	△113,312	7,178,224
8 保健事業費		283,428	△2,914	280,514
	1 特定健康診査等事業費	254,821	△2,600	252,221
	2 保険事業費	28,607	△314	28,293
10 諸支出金		740,173	△3,270	736,903
	1 償還金及び還付加算金	729,254	△3,030	726,224
	3 指定公費の立替	3,000	△240	2,760
歳 出 合 計		48,509,629	△621,974	47,887,655

第2表 債務負担行為補正

単位：千円

事 項	期 間	限度額
特定健診及び特定保健指導支援システム導入事業 （平成24年度設定） （特定健診課）	平成25年度から 平成30年度まで	280

那 覇 市 告 示 第 9 号

平成 26 年 4 月 1 日

平成26年（2014年）2月那覇市議会定例会で議決された平成25年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成25年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成25年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,995千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,855,427千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,238,953	千円 6,848	千円 2,245,801
	1 後期高齢者医療保険料	2,238,953	6,848	2,245,801
3 繰入金		568,499	7,147	575,646
	1 一般会計繰入金	568,499	7,147	575,646
歳 入 合 計		2,841,432	13,995	2,855,427

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 2,802,313	千円 13,995	千円 2,816,308
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,802,313	13,995	2,816,308
歳 出 合 計		2,841,432	13,995	2,855,427

那覇市告示第 10 号

平成 26 年 4 月 1 日

平成26年（2014年）2月那覇市議会定例会で議決された平成25年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 25 年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算（第 1 号）

平成 25 年度那覇市の病院事業債管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,083 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 265,808 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸収入		269,891	△4,083	265,808
	1 貸付金元利収入	269,891	△4,083	265,808
歳 入 合 計		269,891	△4,083	265,808

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費		269,891	△4,083	265,808
	1 公債費	269,891	△4,083	265,808
歳 出 合 計		269,891	△4,083	265,808

那覇市告示第 11 号

平成 26 年 4 月 1 日

平成26年（2014年）2月那覇市議会定例会で議決された平成25年度那覇市水道事業会計補正予算（第2号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 25 年度那覇市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成 25 年度那覇市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成 25 年度那覇市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量のうち、（2）年間総配水量「38,300,000 m³」を「38,584,635 m³」に、（3）一日平均配水量「104,932 m³」を「105,711 m³」に改める。

（収益的收入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収 入		
第1款	水道事業収益	7,682,520 千円	93,414 千円	7,775,934 千円
第1項	営業収益	7,572,069 千円	86,433 千円	7,658,502 千円
第2項	営業外収益	110,450 千円	6,535 千円	116,985 千円
第3項	特別利益	1 千円	446 千円	447 千円
		支 出		
第1款	水道事業費用	7,383,371 千円	△5,906 千円	7,377,465 千円
第1項	営業費用	7,146,232 千円	△23,382 千円	7,122,850 千円
第2項	営業外費用	208,088 千円	17,476 千円	225,564 千円

（資本的收入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額「741,980 千円」を「563,390 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「21,806 千円」を「9,307 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「477,250 千円」を「311,159 千円」に改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第1款	資本的収入	191,116 千円	△89,344 千円	101,772 千円
第1項	補助金	68,500 千円	△60,000 千円	8,500 千円
第2項	出資金	91,960 千円	△10,920 千円	81,040 千円
第4項	その他資本的収入	18,424 千円	△18,424 千円	0 千円
		支 出		
第1款	資本的支出	933,096 千円	△267,934 千円	665,162 千円
第1項	建設改良費	585,171 千円	△267,934 千円	317,237 千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

事 項	補正前		補正後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
設計積算システムソフトウェア保守業務委託	平成25年度から平成26年度まで	536千円	平成25年度から平成26年度まで	551千円
設計積算システム歩掛改訂業務委託	平成25年度から平成26年度まで	630千円	平成25年度から平成26年度まで	648千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,331,482 千円	△25,401 千円	1,306,081 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第8条中「48,070 千円」を「31,348 千円」に改める。

那覇市告示第 12 号

平成 26 年 4 月 1 日

平成 26 年（2014 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 25 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 25 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成 25 年度那覇市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 平成 25 年度那覇市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量のうち、（2）年間総排水量「34,661,404m³」を「35,199,594 m³」に、（3）一日平均排水量「94,962m³」を「96,437m³」に改める。

（収益的收入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入				
第 1 款	下水道事業収益	4,361,220 千円	52,897 千円	4,414,117 千円
第 1 項	営業収益	3,942,189 千円	63,689 千円	4,005,878 千円
第 2 項	営業外収益	413,040 千円	△13,652 千円	399,388 千円
第 3 項	特別利益	5,991 千円	2,860 千円	8,851 千円
支 出				
第 1 款	下水道事業費用	4,086,094 千円	△39,465 千円	4,046,629 千円
第 1 項	営業費用	3,609,592 千円	△40,805 千円	3,568,787 千円
第 2 項	営業外費用	445,022 千円	1,772 千円	446,794 千円
第 3 項	特別損失	11,480 千円	△432 千円	11,048 千円

（資本的收入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額「923,469 千円」を「955,499 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 21,284 千円、過年度分損益勘定留保資金 525,539 千円及び当年度分損益勘定留保資金 376,646 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 18,935 千円、減債積立金 303,196 千円、過年度分損益勘定留保資金 525,539 千円及び当年度分損益勘定留保資金 107,829 千円」に改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	資本的収入	1,420,113 千円	160,694 千円	1,580,807 千円
第 1 項	企業債	447,600 千円	145,400 千円	593,000 千円
第 2 項	補助金	483,000 千円	36,000 千円	519,000 千円
第 3 項	出資金	487,422 千円	△20,706 千円	466,716 千円
		支 出		
第 1 款	資本的支出	2,343,582 千円	192,724 千円	2,536,306 千円
第 1 項	建設改良費	1,210,647 千円	192,724 千円	1,403,371 千円

(企業債)

第 5 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	322,000 千円	△6,000 千円	316,000 千円
流域下水道事業	125,600 千円	151,400 千円	277,000 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	409,930 千円	△28,553 千円	381,377 千円

那覇市告示第 13 号

平成 26 年 4 月 1 日

那覇広域都市計画の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁長 雄志

1 都市計画の種類

那覇広域都市計画特別用途地区（地場産業振興地区（壺屋地区））

- 2 都市計画を定める土地の区域
追加する部分 壺屋一丁目地内
- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所本舎9階）

那覇市告示第 14 号

平成 26 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
ひさつねクリニック		平成 26 年 3 月 1 日
所在地	那覇市真嘉比三丁目 2 番 18 号 グランデュール古島駅前 1 階 (那覇市字古島 266 番地 3 グランデュール古島駅前 1 階)	
中山外科胃腸科医院		平成 26 年 3 月 1 日
所在地	那覇市真嘉比二丁目 4 番 10 号 (那覇市字真嘉比 330 番地 1)	

那覇市告示第 15 号

平成 26 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	廃止年月日
所 在 地	
せせらぎ薬局	平成 26 年 3 月 3 日
那覇市松尾二丁目 17 番 36 号	

那覇市告示第 16 号

平成 26 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称 開 設 者	所 在 地 サービスの種類	指定年月日
日本調剤久茂地薬局	那覇市久茂地三丁目 16 番 1 号	平成 26 年 2 月 25 日
日本調剤株式会社	・ 居宅療養管理指導 ・ 介護予防居宅療養管理指導	
デイサービスセンター 松竹園真嘉比	那覇市真嘉比一丁目 21 番 21 号	平成 26 年 3 月 1 日
有限会社あさじ松竹ケア	・ 通所介護 ・ 介護予防通所介護	
首里偕生園ホームヘル パステーション	那覇市首里石嶺町四丁目 389 番地	平成 26 年 3 月 1 日
社会福祉法人 沖縄偕 生園	・ 訪問介護 ・ 介護予防訪問介護	
通所リハビリテーショ ンハピワン	那覇市松尾二丁目 16 番 43 号	平成 26 年 3 月 1 日
平良 朝秀	・ 通所リハビリテーション ・ 介護予防 通所リハビリテーション	

那覇市告示第 17 号

平成 26 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく柔道整復を担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施 術 所 名 称	指定年月日
	施 術 所 所 在 地	
中村 祥	松尾整骨鍼灸院	平成 26 年 2 月 25 日
	那覇市松尾一丁目 21 番 16 号-201	

那覇市告示第 18 号

平成 26 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく柔道整復を担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 所 名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
ライフ金城整骨院		平成 26 年 3 月 1 日
施術所 所在地	那覇市田原 1 丁目 17 番地 8 サンステージ 田原 101（那覇市田原 1 丁目 17 番地 8 善 アパート 101）	

那覇市告示第 19 号

平成 26 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施 術 所 名 称	指定年月日
	施 術 所 所 在 地	
津波 大	株式会社フレアス	平成 26 年 1 月 6 日
	那覇市銘苅一丁目 9 番 28 号 2 階	

那覇市告示第 20 号

平成 26 年 4 月 1 日

平成 26 年度一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成 5 年那覇市条例第 15 号）第 18 条第 2 項の規定により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 26 年度一般廃棄物処理実施計画

1 処理区域

那覇市全域

2 処理する一般廃棄物

ごみ、し尿及び浄化槽汚泥（那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第 2 条第 3 号に規定する適正処理困難一般廃棄物は除く）

3 一般廃棄物見込み処理量

ごみ 99,540 t、し尿及び浄化槽汚泥 5,699k1（拠点回収量は見込み処理量合計から除く）

※直接搬入とは、市民、事業者及び許可業者が市民及び事業者に代わり、直接中間処理施設へ搬入することをいう。

単位：ごみ（t）、し尿及び浄化槽汚泥（k1）

一般廃棄物の種類	系 統	性状(種類)	収集主体	処理方法	処理量 (内訳)
ご み	家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	直 営	焼 却	7,455
			委託業者		36,002
			直接搬入		8,511
			(許可業者)		(8,054)
			(市 民)		(457)
		燃やさない ごみ (有害・危険 ごみ、乾電池 含む)	直 営	破碎選別後 焼却 (廃蛍光管、 乾電池は除 く)	276
			委託業者		1,123
			直接搬入		435
			(許可業者)		(284)
			(市 民)		(151)
		粗大ごみ	直 営	破碎選別後 焼却 (再利用分 は除く)	102
			委託業者		479
			直接搬入 (市 民)		868

		資源化物	直 営	市長の指定 する施設へ 搬入	1, 683
			委託業者		6, 418
			直接搬入		1, 049
			(許可業者)		(527)
			(市 民)		(522)
	事業系一般 廃棄物	燃やすごみ 粗大ごみ	直接搬入	焼却	33, 772
			(許可業者)		(33, 380)
			(事 業 者)		(392)
		資源化物	直接搬入	市長の指定 する施設へ 搬入	1, 367
			(許可業者)		(1, 348)
	直接資源化 その他	資源化物 (缶、紙)	(事 業 者)	市長の指定 する施設へ 搬入	(19)
			拠点回収		346
し尿及び浄 化槽汚泥	—	—	許可業者	市長の指定 する施設へ 搬入	5, 699

4 ごみ減量・資源化計画

- ① ごみを減らす行動理念である4R（リフューズ：不要なものは断る、リデュース：減量する、リユース：再利用する、リサイクル：再資源化する）を推進し、ごみの発生・排出抑制と資源循環の徹底を図る。
- ② 市が収集する家庭系ごみのうち、燃やすごみ及び燃やさないごみは指定のごみ袋に入れて、粗大ごみは粗大ごみ処理券を貼って排出する方法により、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。
- ③ ごみステーションの門口及び分散化（数世帯グループ単位で排出場所指定）等を推進し、不法投棄の防止と分別の徹底を図る。
- ④ 紙、缶、びん、布、ペットボトル及び草木は、分別収集の徹底、拠点回収等により資源化を図る。ただし、台風等災害時に大量に発生した草木については、サーマルリサイクルする。
- ⑤ 家庭用生ごみ処理機器購入助成により、生ごみの減量・資源化を図る。
- ⑥ トレーなどは、店頭回収しているスーパー等の意向を確認しつつ、回収拠点をPRし、事業者による資源化を促進する。

- ⑦ 事業系ごみについては、事業者の自己処理責任に基づき、減量・資源化・適正処理の指導を徹底し、ごみの減量・資源化を図る。
- ⑧ 事業系古紙については、オフィス古紙（機密文書を含む）等の資源化を推進するとともに、資源化可能な古紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。
- ⑨ ごみ搬入時検査を定期的実施し、ごみの分別状況の実態把握を行い、分別されていないごみの搬入防止及び分別指導の徹底を図る。
- ⑩ 大規模事業所等を対象に、ごみ減量化計画の作成の指導を強化する。また、事業所訪問により、ごみの分別状況の実態把握を行い、分別及び適正処理の指導を徹底し、事業所の自主的なごみ減量・資源化を推進する。

5 ごみの分別排出及び収集

(1) ごみの分別について

種別	例示
燃やすごみ	生ごみ、布きれ、紙くず、プラスチック、ゴム、皮革製品等
燃やさないごみ	金属類、陶磁器、ガラス類、小型家電製品等
粗大ごみ	家具類、寝具類、ゴルフクラブ、ガスコンロ、物干し竿、自転車、電子レンジ等
資源化物	缶、びん、ペットボトル、紙、布、草木
有害・危険ごみ、乾電池	蛍光管、割れガラス、カミソリ、カッター、刃物類、乾電池等

(2) 家庭系ごみ

- ① 家庭ごみは、直営と委託業者により市長の指示する方法に従い市長が決定した所定の場所から収集する。所定の場所についてはクリーン推進課で縦覧に供する。
- ② ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、缶、びん、ペットボトル、紙、布、草木、有害ごみ、危険ごみ及び乾電池に分別して排出する。
 - ・ 収集するごみの種類及び収集日等は別表のとおりとする。
 - ・ 粗大ごみは電話申込みにより収集日を指定する。
- ③ 引っ越しなどにより多量に排出されるごみは、排出者自ら、または廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項の規定する一般廃棄物収集運搬許可業者により、処理施設に搬入しなければならない。
- ④ 空き地や墓地等の清掃に伴う草木は、市民による直接搬入か自己処理（各自で持ち帰り、分別をして家庭から出す等で対応）しなければならない。

(3) 事業系ごみ

- ① 事業活動に伴って生じる一般廃棄物は、事業者自ら処理するか、または法第7条第1項の規定する一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して処理しなければならない。
- ② 事業系ごみは、燃やすごみ、缶、びん（無色、茶色、その他）、ペットボトル、紙及び草木の種類に分別して排出する。
- ③ 缶、びん、ペットボトル、紙、草木の搬入は、市長の指示によるものとする。
- ④ 事業活動に伴い発生する草木は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を

禁止する。その草木の処理方法については、自ら処理するか、または法第7条第1項及び第6項に規定する一般廃棄物処理業者に依頼して処理しなければならない。

6 一般廃棄物（ごみ）の処理体制

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業者

法第7条第1項の規定に基づき、市長が許可した一般廃棄物（ごみ）収集運搬業者は、次のとおりである。

① 個人 42 人

許可番号	氏 名	所在地	許可番号	氏 名	所在地
3	友利 清子	那覇市首里末吉町 3-120-30	32	伊良波 哲	宜野湾市普天間 2-22-2
5	祖平 愛也	那覇市具志 3-32-26	35	伊佐 眞助	那覇市首里石嶺町 4-365-2
6	伊佐 常福	浦添市宮城 5-8-1	37	上原 民智	那覇市首里石嶺町 2-52
7	大城 睦子	那覇市港町 2-2-3	38	村吉 美香	浦添市勢理客 1-23-10
9	佐久川 政則	那覇市首里山川町 2-107	39	宮城 康雄	南城市大里字大里 1770-1
10	上原 直美	那覇市首里末吉町 4-5-1	40	根間 大輔	那覇市古島 1-7-31
11	上原 弘和	那覇市宮城 1-4-16	43	棚原 敏彦	豊見城市字座安 301
14	根間 正吉	浦添市大平 1-22-13	46	上原 勝	那覇市高良 2-15-58
16	伊野波 盛俊	那覇市真嘉比 2-29-10	47	新里 順政	南城市大里字大里 1624
17	上原 栄喜	浦添市西原 6-15-1	48	大城 勝	南城市大里字仲間 7-23
18	瑞慶覧 克明	浦添市字経塚 176-4	49	根間 正明	那覇市字真嘉比 350-1
19	松原 秀明	那覇市字松川 524-1	51	川上 博敏	浦添市当山 2-32-22
20	栗國 恒男	浦添市経塚 811-60	53	吉浜 克実	那覇市松川 2-11-15
21	根間 喜代美	浦添市伊祖 1-22-3	54	前門 精和	那覇市松川 1-12-27
22	玉城 博文	南城市大里字仲間 1182	55	普天間 里恵子	南城市大里字高平 722-5
23	城間 幸子	那覇市松島 1-9-21	60	上田 長廣	浦添市西原 4-5-1
24	嘉陽 勝次	西原町字池田 371-22	61	安元 良美	那覇市首里末吉町 3-50-1
25	平良 義勝	西原町字池田 371-22	62	平良 夏毅	豊見城市字金良 12
26	玉城 正	南城市大里字大里 807	63	銘苅 茂信	南城市大里字古堅 10-11-3
27	花城 利彦	南風原町字山川 449	64	福里 正吉	那覇市首里石嶺町 2-65
28	兼浜 康喜	那覇市字国場 254-1	65	金城 盛隆	浦添市伊祖 3-9-18

② 法人 13 社

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
1	(有)宮國清掃	宮國 喜効	浦添市字前田 862-212
2	(有)丸元清掃	親泊 小百合	南城市大里字稲嶺 1459-1
8	(有)タイラ清掃	平良 博一	豊見城市字金良 28
31	(有)三友	崎濱 秀範	那覇市繁多川 4-15-20
33	(有)那覇相互清掃	梅本 祐司	那覇市字国場 1171-1
34	(有)丸友産業	友利 俊雄	那覇市字仲井間 321-4
50	(株)共栄環境	下田 美智子	南風原町字大名 107-1
56	吉浜エコサービス(株)	垣花 秀樹	那覇市小緑 4-9-14
58	(有)那覇環境サービス	伊計 盛領	那覇市泊 3-1-17
59	(株)沖縄公衆衛生	城間 久美子	那覇市字鏡水 150
66	(有)都市清掃社	石川 吉雄	那覇市首里石嶺町 2-167-12
67	(資)協和	照喜名 悟	那覇市長田 1-15-18
67	友平衛生社(有)	友利 久雄	豊見城市字金良 99-4

③ 限定許可 1 人（特殊ごみ：産汚物等）

許可番号	氏 名	所 在 地
103	平良 博一	豊見城市字金良 28

④ 限定許可 2 社（自衛隊基地より排出される草木限定）

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205 番地 3
111	(有)吉田開発	吉田 健英	那覇市東町 7-5

⑤ 限定許可 6 社（自衛隊基地及び事業者より排出される草木限定）

許可 番号	会社名 又は 氏名	代 表 者 名	所 在 地
32	伊良波 哲		宜野湾市普天間 2-22-2
59	(株)沖縄公衆衛生	城間 久美子	那覇市字鏡水 150
109	(株)グリーンエコロジーサービス	宮城 俊三	豊見城市字与根 489-2
110	(有)とみしろ建材	知念 直志	豊見城市字高安 558-8
112	街クリーン(株)	赤嶺 太介	南城市玉城字前川 1188
114	(株)美玉開発	照屋 盛夫	那覇市字仲井真 356-1

⑥ 限定許可 2 者、4 社（生ごみ限定）

許可 番号	会社名 又は 氏名	代 表 者 名	所 在 地
59	(株)沖縄公衆衛生	城間 久美子	那覇市字鏡水 150
122	(資)オキスイ	宮城 建太	沖縄市知花 6-23-7
123	外當 佳子		うるま市勝連平安名 660
124	仲本 賢正		中城村字奥間 971-3
126	(有)あらぐさ	前田 亘	八重瀬町字宣次 218-1
127	(有)海邦ベンダー工業	神谷 弘隆	糸満市西崎町 5-14-9

⑦ 限定許可 3 社（スプリング入り限定）

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205 番地 3
114	(株)美玉開発	照屋 盛夫	那覇市字仲井真 356-1
132	(有)琉球リサイクルセンター	稲福 勉	那覇市与儀 1-8-17

7 中間処理施設

(1) 焼却施設の概要（那覇市・南風原町環境施設組合の施設）

施設名	那覇・南風原クリーンセンター
所在地	南風原町字新川 650 番地
炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉（廃熱ボイラ付）＋電気式灰溶融炉 ＋破碎選別施設
焼却能力	450t／日（150t／24H×3 炉）
灰溶融炉	52t／日（26t／日×2 炉）
破碎選別施設	39t／5H（そごみ 6 t／5H、不燃ごみ 33t／5H）
発電容量	8,000kw

(2) 資源化施設の概要

施設名	エコマール那覇リサイクル棟
所在地	南風原町字新川 655 番地
主要設備	プラットホーム、供給コンベア、破集袋機、磁選機、圧縮機、 圧縮梱包機等
処理能力	53 t／日（ペットボトル 8 t、スチール缶 11.5t、アルミ缶 1.5t びん類 16t、古布類 2t、草木 13t）

8 一般廃棄物最終処分場

（那覇市・南風原町環境施設組合の施設）

施設名	那覇エコアイランド（一般廃棄物海面最終処分場）
所在地	那覇市港町 4 丁目 3 番 6 の地先
敷地面積	約 2.7ha
埋立容量	約 107,000 m ³
水処理施設 処理能力	90 m ³ ／日
廃棄物埋立期間	平成 19 年度～平成 28 年度（概ね 10 年）
廃棄物埋立 護岸構造	傾斜捨石式護岸、二重遮水シート、地番改良

9 し尿・浄化槽汚泥の処理

処理体制

法第 7 条第 1 項の規定に基づき、市長が許可した一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）収集運搬業者及び浄化槽法第 35 条第 1 項の規定に基づき、市長が許可した浄化槽清掃業者により、収集運搬を行い、那覇市し尿等下水道放流施設において陸上処理を行う。

① 一般廃棄物（し尿）収集運搬業者

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
10	(有)トップ環境	上間 克千代	西原町字小那覇 1191-1
12	(有)中央環境サービス公 社	糸数 明仁	那覇市曙 2-20-11

② 浄化槽清掃業者及び一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業者

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
2	那覇市衛生管理サービス	大城 秀吉	那覇市与儀 2-4-7
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
8	(有)丸十衛生設備	大城 昌永	南風原町字津嘉山 675
9	アサヒ浄化槽清掃社	富本 祐昌	南城市大里字仲間 1024-6
10	(有)トップ環境	上間 克千代	西原町字小那覇 1191-1
12	(有)中央環境サービス公 社	糸数 明仁	那覇市曙 2-20-11

10 那覇市し尿等下水道放流施設

所在地	浦添市伊奈武瀬 1 丁目 5 番 11 号
面積	2,249 m ²
処理能力	24kl／日（し尿 10kl、浄化槽汚泥 14kl）

11 細目について

市民に配布する「家庭ごみの正しい分け方・出し方」、事業者配布する「事業系ごみの分け方・出し方」、その他チラシ、リーフレット等に記載する細目は、この告示に基づくものとみなす。

別表 (地域別ごみ収集曜日)

収集地域	燃やすごみ	燃やさないごみ、 有害・危険ごみ、 乾電池		かん	ペット ボトル	びん	紙・布	草・木	
①③	火・金曜日	第 2 第 4	月曜日	木曜日			水曜日	第 1 第 3 第 5	月曜日
③	月・木曜日		火曜日	金曜日			水曜日		火曜日
②⑤ ⑦	火・金曜日		月曜日	水曜日	月曜日	木曜日	月曜日		
⑥⑧ ⑨	月・木曜日		火曜日	水曜日	火曜日	金曜日	火曜日		

	収集地域	地 域 名 (枝番・号は省略)		
首 里	①	赤田町 1～3 丁目 赤平町 1～2 丁目 石嶺町 1～4 丁目 池端町 大中町 1～2 丁目 儀保町 1 丁目 儀保町 2 丁目 1～6 番地 儀保町 3 丁目 儀保町 4 丁目 19～24、 79-7・10・11・14 番地	金城町 1～4 丁目 久場川町 1～2 丁目 崎山町 1～4 丁目 寒川町 1～2 丁目 平良町 1 丁目 (県道 241 号線から城北小学校側) 平良町 2 丁目 (9～18 番 地) 汀良町 1～3 丁目 当蔵町 1～3 丁目	桃原町 1 丁目 (1～7 番 地) 桃原町 1 丁目 (10～25 番 地) 鳥堀町 1～5 丁目 真和志町 1～2 丁目 山川町 1 丁目 (1～63 番 地) 山川町 2 丁目 (1、6、7-1・ 5・10 番地) 山川町 3 丁目 (1、4、7、56、 57、61 番地)
	②	大名町 1～3 丁目 儀保町 2 丁目 (1～6 番地 を除く) 儀保町 4 丁目 (19～24、 79-7・10・11・14 番地を 除く) 末吉町 1～4 丁目	平良町 1 丁目 (県道 241 号線から大名側) 平良町 2 丁目 (9～18 番地 を除く) 桃原町 1 丁目 (8～9 番地) 桃原町 1 丁目 (26 番地以 上)	桃原町 2 丁目 山川町 1 丁目 (64 番地以 上) 山川町 2 丁目 (1、6、7-1・ 5・10 番地を除く) 山川町 3 丁目 (1、4、7、56、 57、61 番地を除く)
真 和 志	③	字安里 388～410 番地 (安里交番の南側と安里 橋通り北側の間)	字大道の県道 29 号線 (大 道通り) より南側、(128 ～129、172～172-8、 172-10～173 番地を除 く)	字松川 (295～542、600、 601、602、700～800 番地 を除く) 松川 1～3 丁目 三原 1～2 丁目
	④	字上間 上間 1 丁目 字国場 (与儀国場北線か ら寄宮側を除く)	古波蔵 1～4 丁目 字識名 識名 1～4 丁目 字仲井真 長田 1～2 丁目	繁多川 1～5 丁目 字真地 三原 3 丁目 字与儀 (372 番地以上) 与儀 2 丁目 寄宮 3 丁目
	⑤	字安里の県道 29 号線 (崇元寺通り～大道通 り) から北側 安里 1～3 丁目	字大道の県道 29 号線 (大 道通り) から北側 字古島 古島 1～2 丁目	真嘉比 1～3 丁目 字松川 (295～542、600、 601、602、700～800 番地

	⑥	字安里 379～420 番地 (安里交番の北側と大道 大通り南側の間) 字国場(与儀国場北線か ら寄宮側)	字大道(128～129、172～ 172-8、172-10～173 番地) 壺屋 2 丁目	字与儀(1～371 番地) 与儀 1 丁目 字寄宮 寄宮 1～2 丁目
本 庁	⑦	曙 1～3 丁目 字安謝 安謝 1～2 丁目 字天久 天久 1～2 丁目 泉崎 1 丁目 字上之屋 上之屋 1 丁目	おもろまち 1～4 丁目 久米 1～2 丁目 久茂地 1～3 丁目 辻 1～3 丁目 壺屋 1 丁目 泊 1～3 丁目 西 1～3 丁目 東町	前島 1～3 丁目 牧志 1～3 丁目 松尾 1～2 丁目 松山 1～2 丁目 港町 1～4 丁目 字銘苅 銘苅 1～3 丁目 若狭 1～3 丁目
	⑧	旭町 泉崎 2 丁目 奥武山町	楚辺 1～3 丁目	壺川 1～3 丁目 樋川 1～2 丁目 山下町
小 緑	⑨	赤嶺 1～2 丁目 安次嶺 字宇栄原 宇栄原 1～6 丁目	字小緑 小緑 1～5 丁目 金城 1～5 丁目 鏡原町 具志 1～3 丁目	高良 1～3 丁目 字田原 田原 1～4 丁目 宮城 1 丁目

那覇市告示第 21 号

平成 26 年 4 月 1 日

平成26年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について

地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により平成25年度那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店を次の通り告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	所在地・電話番号
沖縄日野出株式会社 代表取締役 平良盛也	西原町字東崎 4 番地の 1 4 電 話 9 4 5－5 1 1 5
株式会社 みつわ産業 代表取締役社長 與那嶺吉也	那覇市識名 1 1 6 9 電 話 8 3 4－1 4 1 4

株式会社 ジーマックス 代表取締役 儀間良章	浦添市西洲2丁目3番地2 電 話 8 7 5－3 7 7 7
有限会社 上原清吉商会 代表取締役 上原清吉	糸満市字潮平749番地 電 話 9 9 4－3 9 5 1
有限会社 大初 代表取締役 松長朋子	那覇市松尾2丁目19番7号 電 話 8 6 3－2 7 7 3
有限会社 オキカミ 代表取締役 山城宗一	那覇市上間425番地 電 話 8 3 3－1 9 0 1
株式会社 タカダ 代表取締役 高田聡	浦添市西洲2丁目7番地3 電 話 8 7 5－3 1 2 1

公 告

那覇市公告第 512 号

平成 26 年 3 月 13 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画に係る周知について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定による都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・4・那89号 城東城北線
- 2 施行者の名称 那 覇 市
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地の所在
 - （1）収用の部分 那覇市首里石嶺町2丁目地内

（2）使用の部分 なし

5 事業施工期間 平成26年3月4日から平成33年3月31日まで

那覇市公告第 513 号
平成 26 年 3 月 13 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

（1）種類 那覇広域都市計画道路事業

（2）名称 3・4・那89号城東城北線

2 施行者の名称 那 覇 市

3 縦覧場所及び縦覧期間

（1）場所 那覇市建設管理部道路建設課

（2）期間 平成26年3月13日～平成33年3月31日

那覇市公告第 520 号
平成 26 年 3 月 13 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第4項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 522 号

平成 26 年 3 月 13 日

掲 示 済

制限付一般競争入札について(公告)

那覇市長 翁 長 雄 志

次のとおり制限付一般競争入札を実施しますので、ご参加ください。

1 件名 平成 26 年度消防設備保守点検業務委託

2 入札参加資格

過去 2 年間に消防法施行規則に基づく消防用設備等の定期点検並びに消防用設備等の作動または異状発生時の随時対応業務の請負実績があること。

従業員に甲種消防設備士第 1 類、第 3 類、第 4 類それぞれ 1 人以上、乙種消防設備士第 6 類 1 人以上、第 1 種消防設備点検資格者 5 人以上、第 2 種消防設備点検資格者 5 人以上の取得者がいること。

3 現場説明会について(本書及び仕様書はホームページにてダウンロードしてください。)

現場説明会は行いませんので、本書及び仕様書等を熟知のうえ、入札を行わなければなりません。

※ 入札について、質疑等がある場合、下記の期間内に担当課へ F A X にて問い合わせください。

問い合わせ先：那覇市環境部クリーン推進課 FAX 098-888-1274

問い合わせ期間：平成 26 年 3 月 14 日(金)～平成 26 年 3 月 20 日(木) 正午までとします。

回答日：平成 26 年 3 月 20 日(木) 17 時

4 入札及び開札

(1) 日時：平成 26 年 3 月 27 日(木) 11:00

(2) 場所：クリーン推進課内会議室(那覇市・南風原町環境施設組合 管理棟 2 階)

5 入札保証金

那覇市契約規則第 20 条第 2 項及び第 12 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、免除します。ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として見積もった契約金額の 100 分の 5 を那覇市に納付しなければなりません。

6 契約保証金

那覇市契約規則第 4 条第 1 項第 9 号の規定に基づき、免除します。

7 入札、落札額決定の方法

(1) 入札書には、消費税に係わる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税相当額を加えない金額を記載してください。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された価格の 100 分の 5 増しの価格(1 円未満切捨)をもって落札価格とします。

南風原町字新川 650 番地 2 階

那覇市環境部クリーン推進課

環境施設 G 担当：久場島

TEL : 882-6950/FAX:888-1274

那覇市公告第 523 号

平成 26 年 3 月 13 日

掲 示 済

制限付一般競争入札について(公告)

那覇市長 翁 長 雄 志

次のとおり制限付一般競争入札を実施しますので、ご参加ください。

- 1 件名 平成 26 年度電力設備保守点検業務委託
- 2 入札参加資格
那覇産業保安監督事務所に外部委託先の公開名簿(法人)に登録されていること。
- 3 現場説明会について
現場説明会は行いませんので、本書及び仕様書等を熟知のうえ、入札を行わなければなりません。
※ 入札について、質疑等がある場合、下記の期間内に担当課へ F A X にて問い合わせください。
問い合わせ先：那覇市環境部クリーン推進課 FAX 098-888-1274
問い合わせ期間：平成 26 年 3 月 14 日(金)～平成 26 年 3 月 20 日(木) 正午までとします。
回答日：平成 26 年 3 月 20 日(木) 17 時
- 4 入札及び開札
(1) 日時：平成 26 年 3 月 27 日(木) 10 : 00
(2) 場所：那覇市環境部クリーン推進課会議室(南風原町字新川 650 番地 管理棟 2F)
- 5 入札保証金
那覇市契約規則第 20 条第 2 項及び第 12 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、免除します。ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として見積もった契約金額の 100 分の 5 を那覇市に納付しなければなりません。
- 6 契約保証金
那覇市契約規則第 4 条第 1 項第 9 号の規定に基づき、免除します。
- 7 入札、落札額決定の方法
(1) 入札書には、消費税に係わる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税相当額を加えない金額を記載してください。
(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された価格の 100 分の 5 増しの価格(1 円未満は切り捨て)をもって落札価格とします。

問い合わせ

南風原町字新川 650 番地 2 階

那覇市環境部クリーン推進課

環境施設 G 担当：久場島

TEL882-6950/FAX888-1274

那覇市公告第 524 号
平成 26 年 3 月 13 日
掲 示 済

制限付一般競争入札について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

件名	制限付一般競争入札について
業務名	平成 26 年度重機類保守点検業務委託
業務内容	エコマール那覇リサイクル棟に配置されている重機類の保守点検業務 ※別紙フォークリフト保守点検業務委託仕様書及びホイールローダ保守点検業務委託仕様書を参照
契約相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。 （１）厚生労働大臣に登録した検査業者及び沖縄県労働局に登録した検査業者であること。 （２）県内に本社若しくは営業所等がある業者であること。 （３）各メーカーの重機類の保守点検ができること。
履行期間	平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日
入開札日	平成 2 6 年 3 月 2 7 日（木曜日） 1 0 : 3 0
契約担当課	環境部クリーン推進課環境施設 G 担当：久場島 電話 882-6950
備考	詳細については契約担当課までお問い合わせください。

那覇市公告第 525 号

平成 26 年 3 月 13 日

掲 示 済

制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

件名	制限付一般競争入札について
業務名	平成 2 6 年度エコマール那覇施設昇降機保守点検業務委託
業務内容	エコマール那覇プラザ棟及びリサイクル棟に設置されている昇降機の保守点検業務 ※別紙昇降機保守点検業務委託仕様書を参照（那覇市ホームページ掲載）
要件	（１）建築基準法で定める国家資格「昇降機検査資格者」１名以上 （２）県内に本社若しくは営業所等がある業者であること。 （３）各メーカーの昇降機の保守点検ができること。 ※上記の要件を満たしていない場合は無効となります。
履行期間	平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日
入開札日	平成 2 6 年 3 月 2 4 日（月曜日） 1 5 : 3 0
入札会場	沖縄県島尻郡南風原町字新川 6 5 0 番地 2 階 那覇市環境部クリーン推進課内会議室
契約担当課	環境部 クリーン推進課 環境施設 G 担当:久場島 電話 882-6950
備考	詳細については契約担当課までお問い合わせください。

那覇市公告第 526 号

平成 26 年 3 月 13 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

件名	随意契約の公表について
業務名	平成 26 年度クリーン推進課敷地内除草等環境美化業務委託
業務内容	那覇市クリーン推進課敷地内草木の除草清掃、多目的広場周辺及び汚水処理場周辺道路除草清掃（敷地図参照）（那覇市ホームページ掲載）
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点をも有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 本市と契約実績あり、且つ当該履行状況が良好であること。
申請方法	下記を提出すること。（見積書については那覇市ホームページの「クリーン推進課お知らせ」よりダウンロードしてください。） （1）見積書 （2）定款（法人の場合） （3）所在地見取図
提出期限	平成 26 年 3 月 14 日から平成 26 年 3 月 25 日まで
契約担当課	環境部クリーン推進課環境施設 G 担当：久場島 電話 882-6950
備考	詳細については契約担当課までお問い合わせください。

那覇市公告第 527 号

平成 26 年 3 月 13 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

件名	随意契約の公表について
業務名	平成 26 年度びんの選別作業業務委託
業務内容	エコマール那覇リサイクル棟に搬入されるびんの破袋作業、不適物除去作業、生きびんの選別、びんの色（無色、茶色、その他の色）の手選別作業を行う業務委託
契約相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も額の低いものと契約する。 （１）地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 （２）市内に事務所及び福祉工場を持つ団体であること。
申請方法	下記の事項は申請書とともに提出すること。（各様式については那覇市ホームページの掲載記事よりダウンロードしてください。） （１）見積書 （２）定款（法人の場合） （３）所在地見取図
提出期限	平成 26 年 3 月 14 日から平成 26 年 3 月 25 日まで
契約担当課	環境部クリーン推進課環境施設G担当：久場島 電話 882-6950
備考	詳細については契約担当課までお問い合わせください。

那覇市公告第 532 号

平成 26 年 3 月 14 日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の事業計画変更について

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法第 55 条第 13 項において準用する同条第 9 項の規定により、下記の事項を公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

1 土地区画整理事業の名称 那覇広域都市計画事業
真嘉比古島第一地区土地区画整理事業

2 施 行 者 の 名 称 那覇市

3 施 行 地 区

那 覇 市	古 島	1 丁目 2 丁目	全 部
	首里末吉町	4 丁目	
	字 古 島	古島宝口原	の 一 部
	松 島	1 丁目 2 丁目	
	真 嘉 比	2 丁目 3 丁目	
	首里山川町	2 丁目	

4 事 業 施 行 期 間 昭和 50 年 6 月 5 日から
平成 29 年 3 月 31 日まで

5 事 務 所 の 所 在 地 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
都市計画部区画整理課

6 事業計画の決定の年月日 昭和 50 年 6 月 5 日

7 事業計画の変更の年月日 平成 26 年 3 月 14 日

那覇市公告第 533 号

平成 26 年 3 月 14 日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業壺川土地区画整理事業の事業計画変更について

那覇広域都市計画事業壺川土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地
区画整理法第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、下記の事項を
公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

1 土地区画整理事業の名称 那覇広域都市計画事業
壺川土地区画整理事業

2 施 行 者 の 名 称 那覇市

3 施 行 地 区

那 覇 市	壺川	3丁目	全 部
	壺川	1丁目、2丁目	の 一 部
	泉崎	2丁目	
	旭町		

4 事 業 施 行 期 間 昭和59年1月18日から
平成29年3月31日まで

5 事 務 所 の 所 在 地 那覇市泉崎1丁目1番1号
都市計画部区画整理課

6 事業計画の決定の年月日 昭和59年1月18日

7 事業計画の変更の年月日 平成26年3月14日

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 28 号
平 成 2 6 年 3 月 1 7 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、
別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
AK I 設備	南風原町字津嘉山 550 番地 103 号	仲里 章吾	平成 26 年 3 月 10 日

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第5号

平成 26 年 3 月 17 日

公 布 済

那覇市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委員長 添 石 幸 伸

那覇市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

那覇市立幼稚園管理運営規則（平成24年那覇市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（学級の編制） 第3条 〔略〕 2 〔略〕	（学級の編制） 第3条 〔略〕 2 〔略〕 3 <u>前項の規定にかかわらず、園長は、特別な事由があると認められるときは、異なる年齢の幼児で学級を編制することができる。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第6号

平 成 2 6 年 4 月 1 日

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委員長 添 石 幸 伸

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の組織等に関する規則（平成15年那覇市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（室長等の所掌事務） 第16条 室長、担当副参事及び副参事の所管する事務は、課の<u>所掌する事務</u>のうちから<u>部長</u>が定める。 2 <u>主幹及び主査の所管する事務並びに職員の分担する事務は、課の所掌する事務のうちから課の長が定める。</u> （職の設置） 第17条 [略] 2 前項に定めるもののほか、教育機関に必要なに応じて置く職は、主幹、主査、指導主事、<u>副所長</u>、調理主査、主任調理員、主任運転手、主任主事、主任技師、主任公民館主事、司書、主任栄養士、主事、技師、栄養士、調理員及び運転手とする。 （主幹等の所掌事務） 第18条 教育機関に置かれる主幹及び主査の<u>所管する事務並びに職員の分担する事務は、その教育機関の所掌する事務のうちから教育機関の長が定める。</u> （職名及び職位） 第19条 那覇市職員定数条例（昭和47年那覇市条例第74号）第2条第5号及び第6号に定める教育委員会の職員の職名及びその職位は、次の表のとおりとする。 [表 別記] 2 [略] （職務）	（室長等の所掌事務） 第16条 室長、担当副参事及び副参事の所管する事務は、課の<u>所掌事務</u>のうちから<u>部の長</u>が定める。 2 <u>課に属する職員（前項に掲げる職員を除く。）の所管する事務は、課の所掌事務のうちから課の長が定める。</u> （職の設置） 第17条 [略] 2 前項に定めるもののほか、教育機関に必要なに応じて置く職は、<u>副参事、主幹、副所長、主査、指導主事、社会教育主事、調理主査、主任調理員、主任運転手、主任主事、主任技師、主任公民館主事、司書、主任栄養士、主事、技師、公民館主事、栄養士、調理員及び運転手とする。</u> （副参事等の所掌事務） 第18条 副参事の所管する事務は、教育機関の<u>所掌事務のうちから部の長が定める。</u> 2 <u>教育機関に属する職員（前項に掲げる職員を除く。）の所管する事務は、その教育機関の所掌事務のうちから教育機関の長が定める。</u> （職名及び職位） 第19条 [略] [表 別記] 2 [略] （職務）

第20条 前条に掲げる職名の職務は、次の表のとおりとする。ただし、主任教諭及び教諭については、別の定めによるものとする。 〔表 別記〕 〔別表第1 別記〕 〔別表第2 別記〕	第20条 〔略〕 〔表 別記〕 〔別表第1 別記〕 〔別表第2 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

〔第19条の表〕

職位	職名
〔略〕	
主幹級	主幹
主査級	主査 副所長 館長(中央公民館を除く公民館の館長をいう。) 分館長 指導主事 社会教育主事 教育相談員主査 主任教諭 調理主査
主任級	主任主事 主任技師 主任公民館主事 主任教育相談員 教諭 司書 主任栄養士 主任調理員 主任運転手
主事級	主事 技師 公民館主事 教育相談員 教諭 司書 栄養士 調理員 運転手 用務員

〔改正後 別記〕

〔第19条の表〕

職位	職名
〔略〕	
主幹級	主幹 副所長
主査級	主査 館長(中央公民館を除く公民館の館長をいう。) 分館長 指導主事 社会教育主事 教育相談員主査 主任教諭 調理主査
主任級	主任主事 主任技師 主任公民館主事 主任教育相談員 教諭 社会教育主事 司書 主任栄養士 主任調理員 主任運転手
主事級	主事 技師 公民館主事 教育相談員 教諭 社会教育主事 司書 栄養士 調理員 運転手 用務員

[改正前 別記]

[第20条の表]

職名	職務
[略]	
[略]	[略]
主幹	
[略]	
副所長 館長(中央公民館を除く公民館の館長をいう。) 分館長	[略]
[略]	

[改正後 別記]

[第20条の表]

職名	職務
[略]	
[略]	[略]
主幹 副所長	
[略]	
館長(中央公民館を除く公民館の館長をいう。) 分館長	[略]
[略]	

[改正前 別記]

別表第1(第6条関係)

事務局の事務分掌

生涯学習部に関する事項 [略]

学校教育部に関する事項

課	分掌事務
[略]	
学校給食課	1～4 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第6条関係)

事務局の事務分掌

生涯学習部に関する事項 [略]

学校教育部に関する事項

課	分掌事務
[略]	
学校給食課	1～4 [略] 5 学校給食センターの庶務の総括に関すること。

〔改正前 別記〕

別表第2（第11条関係）

教育機関の事務分掌

教育機関	分掌事務
〔略〕	
学校給食センター	1～6 〔略〕
	7 学校給食センター全般の庶務に関する <u>こと（小禄学校給食センターに限る。）。</u>

〔改正後 別記〕

別表第2（第11条関係）

教育機関の事務分掌

教育機関	分掌事務
〔略〕	
学校給食センター	1～6 〔略〕
	7 学校給食センターの庶務に関する <u>こと。</u>

那覇市教育委員会規則第7号

平成26年4月1日

那覇市社会教育委員会議規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委員長 添 石 幸 伸

那覇市社会教育委員会議規則

那覇市社会教育委員会議規則（昭和47年那覇市教育委員会規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市社会教育委員に関する条例（昭和47年那覇市条例第60号）第7条の規定に基づき、社会教育委員の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（議長及び副議長）

第2条 会議に、議長及び副議長を置き、社会教育委員（以下「委員」という。）の互選でこれを定める。

2 議長は、会議を招集し、これを主宰する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

（議長及び副議長の任期）

第3条 議長及び副議長の任期はそれぞれの委員としての残任期間と同一の期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第4条 会議は、原則として年3回開催する。

2 前項に定めるもののほか、議長が必要と認める場合は、臨時に会議を招集することができる。

3 前2項の規定による会議の招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ通知して行なう。

4 議長及び副議長にともに事故があるとき、又はともに欠けたときは、第2条第2項の規定にかかわらず、教育長が会議を招集する。

（定足数及び議決）

第5条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の那覇市社会教育委員会会議規則の規定は、この規則の施行の日以後から適用し、同日前に行われた処分及び決定については、なお従前の例による。

那覇市教育委員会規則第8号

平成26年4月1日

那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委員長 添 石 幸 伸

那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則

那覇市学校給食センター管理規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(実施校) 第2条 給食センターの給食実施校は、次のとおりとする。 [表 別記]	(実施校) 第2条 [略] [表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第2条の表]

名称	給食実施校
[略]	
天久学校給食センター	天久小学校 <u>久茂地小学校</u> 那覇中学校

[改正後 別記]

[第2条の表]

名称	給食実施校
[略]	
天久学校給食センター	天久小学校 那覇中学校

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第1号

平成26年3月26日

公 表 済

非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委員長 添 石 幸 伸

非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程の一部を改正する訓令

第1条 非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程（平成16年那覇市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この<u>規程</u>は、<u>那覇市公民館条例施行規則</u>（昭和50年那覇市教育委員会規則第6号）第9条に規定する非常勤の館長（以下「館長」という。）の任用及び職務等に関し必要な事項を定めるものとする。 （報酬等） 第4条 館長の報酬の額は、月額17万5千円とする。 2 館長が公務のため旅行する場合は、費用弁償として那覇市職員等の旅費支給条例（昭和47年那覇市条例第44号）による3等級職員の旅費に相当する額を支給する。 第5条～第7条 〔略〕 （その他） 第8条 この<u>規程</u>に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この<u>訓令</u>は、<u>那覇市公民館条例施行規則</u>（平成22年那覇市教育委員会規則第2号）第16条の非常勤の館長（以下「館長」という。）の任用及び職務等に関し必要な事項を定めるものとする。 第4条～第6条 〔略〕 （委任） 第7条 この<u>訓令</u>に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

第2条 非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この<u>訓令</u>は、<u>那覇市公民館条例施行規則</u>（平成22年那覇市教育委員会規則第2号）<u>第16条</u>に規定する非常勤の館長（以下「館長」という。）の任用及び職務等に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この<u>訓令</u>は、<u>那覇市公民館条例施行規則</u>（平成22年那覇市教育委員会規則第2号）<u>第14条</u>に規定する非常勤の館長（以下「館長」という。）の任用及び職務等に関し必要な事項を定めるものとする。

備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

この訓令中第1条の規定は平成26年3月26日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第1号

平 成 26 年 3 月 24 日
公 表 済

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 城 間 幹 子

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程(平成3年那覇市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) 担当副参事等 規則第15条第2項に規定する担当副参事及び副参事並びに学校の副校長をいう。 (6) 主幹等 規則第15条第1項、第2項、第17条第1項及び第2項に規定する主幹、主査、副所長、館長(中央公民館以外の公民館の館長に限る。)、分館長、指導主事、<u>社会教育主事</u>、教育相談員主査、専門員主査並びに学校の教頭をいう。 (7)～(11) [略] (グループリーダーへの専決権の委譲) 第7条 課長は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、部長の承認を得て、課長の専決事項について、別表第5により規則第6条の2第2項のグループリーダー(副参事及び主幹等に限る。以下同じ。)に専決権を委譲することができる。 2 [略] [別表第5 別記]	(用語の意義) 第2条 [略] (1)～(4) [略] (5) 担当副参事等 規則第15条第2項に規定する担当副参事及び副参事、<u>規則第17条第2項に規定する副参事</u>並びに学校の副校長をいう。 (6) 主幹等 規則第15条第1項、第2項、第17条第1項及び第2項に規定する主幹、主査、副所長、館長(中央公民館以外の公民館の館長に限る。)、分館長、指導主事、教育相談員主査、専門員主査並びに学校の教頭をいう。 (7)～(11) [略] (グループリーダーへの専決権の委譲) 第7条 課長は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、部長の承認を得て、課長の専決事項について、別表第5により規則第6条の2第2項(<u>規則第11条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。</u>)のグループリーダー(副参事及び主幹等に限る。以下同じ。)に専決権を委譲することができる。 2 [略] [別表第5 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第5(第7条関係)

グループリーダーへの専決権委譲の目安

区分	目安
グループリーダーが副参事の場合	別表第1の課長決裁基準並びに別表第2(人事に関する事項を除く。)及び別表第3の課長の決裁者区分に準ずる。
グループリーダーが主幹等の場合	(1) 別表第1の主幹等決裁基準並びに別表第3及び別表第4の主幹等の決裁区分に準ずる。 (2) [略]

[改正後 別記]

別表第5(第7条関係)

グループリーダーへの専決権委譲の目安

区分	目安
グループリーダーが副参事の場合	別表第1の課長決裁基準並びに別表第2(人事に関する事項を除く。)、別表第3及び別表第4の課長の決裁者区分に準ずる。
グループリーダーが主幹等の場合	(1) 別表第1の主幹等決裁基準並びに別表第3及び別表第4の主幹等の決裁者区分に準ずる。 (2) [略]

福祉事務所長訓令

那覇市福祉事務所長訓令第1号

平成 26 年 3 月 17 日

公 布 済

那覇市福祉事務所事務専決規程(平成 25 年福祉事務所訓令第 1 号)の一部を次のように定める。

那覇市福祉事務所長 新里 博一

那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令

那覇市福祉事務所事務専決規程（平成25年福祉事務所長訓令第1号）別表（第2条関係）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
参事の専決事項 (1)～(3)〔略〕 (4) 規則第2条第1項第6号に規定する事務のうち、保護の申請の却下並びに保護の停止及び廃止に関する事。 <u>(5)</u> 〔略〕 保護管理課長の専決事項 (1)～(3)〔略〕 (4) 規則第2条第1項第6号に規定する事務のうち、立入調査、検診命令並びに保護の変更に關すること。 (5) 規則第2条第1項第9号に規定する事務のうち、保護の変更に關すること。 <u>(6)～(8)</u> 〔略〕 保護第一課長の専決事項 (1)～(3)〔略〕 (4) 規則第2条第1項第6号に規定する事務のうち、立入調査、検診命令並びに保護の変更に關すること。 (5) 規則第2条第1項第9号に規定する事務のうち、保護の変更に關すること。 <u>(6)～(8)</u> 〔略〕 <u>(9)</u> 規則第11条に規定する中国残留邦人等支援法関係の事務のうち、第2号から<u>第6号</u>までに規定する事務に關すること。 保護第二課長の専決事項 (1)～(3)〔略〕	参事の専決事項 (1)～(3)〔略〕 <u>(4)</u> 〔略〕 保護管理課長の専決事項 (1)～(3)〔略〕 <u>(4)～(6)</u> 〔略〕 保護第一課長の専決事項 (1)～(3)〔略〕 <u>(4)～(6)</u> 〔略〕 <u>(7)</u> 規則第11条に規定する中国残留邦人等支援法関係の事務のうち、第2号から<u>第5号</u>までに規定する事務に關すること。 保護第二課長の専決事項 (1)～(3)〔略〕

(4) 規則第2条第1項第6号に規定する事務のうち、立入調査、検診命令並びに保護の変更に関すること。 (5) 規則第2条第1項第9号に規定する事務のうち、保護の変更に関すること。 <u>(6)～(7)</u> 〔略〕	<u>(4)～(5)</u> 〔略〕 <u>保護第三課長の専決事項</u> <u>(1) 生活保護法第29条に規定する調査の嘱託及び報告の請求に関すること。</u> <u>(2) 規則第2条第1項第1号に規定する事務のうち、保護の変更に関すること。</u> <u>(3) 規則第2条第1項第2号に規定する事務のうち、保護の変更に関すること。</u> <u>(4) 規則第2条第1項第4号、第5号、第7号、第8号及び第10号から第14号までに規定する事務に関すること。</u> <u>(5) 規則第2条第2項に規定する事務に関すること。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

正 誤

○那覇市公報第1614号の正誤

2014(平成26)年2月17日付け那覇市公報第1614号に登載された那覇市規則第6号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1319	上から16行目	那覇市規則第6号	那覇市規則第7号
1319	上から17行目	平成26年2月17日	平成26年3月25日

○那覇市公報第1614号の正誤

2014(平成26)年2月17日付け那覇市公報第1614号に登載された那覇市規則第7号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1321	上から1行目	那覇市規則第7号	那覇市規則第8号
1321	上から2行目	平成26年2月17日	平成26年3月25日
1321	上から15行目	この規則は、平成26年3月1日から施行する。	この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の規定は、平成26年3月1日から適用する。

○那覇市公報第1614号の正誤

2014(平成26)年2月17日付け那覇市公報第1614号に登載された那覇市規則第8号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1322	上から1行目	那覇市規則第8号	那覇市規則第9号
1322	上から2行目	平成26年2月17日	平成26年3月25日

○那覇市公報第1614号の正誤

2014(平成26)年2月17日付け那覇市公報第1614号に登載された那覇市規則第9号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1325	上から19行目	那覇市規則第9号	那覇市規則第10号
1325	上から20行目	平成26年2月17日	平成26年3月25日

ページ 1332

訂正箇所 上から7行目

【訂正前】

4 <u>開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例の写し</u>	4 開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例の写し及び登記事項証明書
5 管理者の <u>免許証(臨床研修終了登録証)の写し</u>	5 管理者の <u>免許証及び臨床研修等修了登録証の写し並びに履歴書</u>
6～8 〔略〕	6～8 〔略〕

【訂正後】

4 開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例の写し	4 開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例の写し <u>及び登記事項証明書</u>
5 管理者の <u>免許証(臨床研修終了登録証)の写し</u>	5 管理者の <u>免許証及び臨床研修等修了登録証の写し並びに履歴書</u>
6～8 〔略〕	6～8 〔略〕

